○農林水産省告示第二百十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十九年六月二十七日に消滅したものとみなされる。

平成三十年一月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

1　登録番号　第18225号
2　登録年月日　平成21年6月25日
3　農林水産植物の種類
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch
4　登録品種の名称　DUEPREMMAR
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands

1　登録番号　第18226号
2　登録年月日　平成21年6月25日
3　農林水産植物の種類
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch
4　登録品種の名称　DUEPREMIMAPRI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands

1　登録番号　第18236号
2　登録年月日　平成21年6月25日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　マティシー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
松本正志
長崎県佐世保市針尾東町2999番地

1　登録番号　第18239号
2　登録年月日　平成21年6月25日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　ロリポップ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社エム・プランツ
長崎県佐世保市針尾東町3350

1　登録番号　第18240号
2　登録年月日　平成21年6月25日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　ファーストブルー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
松本正志
長崎県佐世保市針尾東町2999番地

1　登録番号　第18280号
2　登録年月日　平成21年6月25日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　サンサフェ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
FRANKO ROSES NEW ZEALAND LIMITED
220, Pebble Brook Road, Silverdale, Auckland, New Zealand

1　登録番号　第18282号
2　登録年月日　平成21年6月25日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　サンヌーベ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
FRANKO ROSES NEW ZEALAND LIMITED
220, Pebble Brook Road, Silverdale, Auckland, New Zealand

1　登録番号　第18287号
2　登録年月日　平成21年6月25日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　スペファンキー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
スペック　ローズ　プリーディング　インターナショナル社
オランダ王国　2771ＥＶ　ボスコープ　ザイデ　155

○農林水産省告示第二百十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十九年六月二十九日に消滅したものとみなされる。

平成三十年一月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

1　登録番号　第19594号
2　登録年月日　平成22年6月28日
3　農林水産植物の種類
Pyrus communis L.
4　登録品種の名称　ジュデーム342
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
伊丹三四次
新潟県加茂市大字山崎新田450番地

○農林水産省告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島県南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲九五の一、甲九五の二、甲五三二、甲五三三の一、甲五三三の二、甲五四一、甲五四四、甲五四五、甲五四七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大道通甲五三二、甲五四七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県和気郡和気町日室字南谷五三二、五三三の一、字大見山五四二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(1)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成三年一月十八日農林水産省告示第六十号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健